

令和2年10月1日

新設分割にかかわる事後開示事項に関する書面

東京都品川区大崎二丁目11番1号
SMN株式会社
代表取締役社長 石井 隆一

東京都品川区大崎二丁目11番1号
SMNメディアデザイン株式会社
代表取締役 中森慶

SMN株式会社（以下「分割会社」といいます。）はデジタルメディア事業開発事業、およびインターネットアドネットワーク広告の媒体仕入を主軸としたメディア事業に関して有する権利義務を新たに設立するSMNメディアデザイン株式会社（以下「設立会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いましたので、会社法第811条及び会社法施行規則第209条並びに会社法第815条及び会社法施行規則第212条に基づき、下記のとおり開示します。

記

1. 本件分割が効力を生じた日
令和2年10月1日
2. 分割会社における法定手続の経過
 - (1) 株主の差止請求（会社法第805条の2）の手続の経過
本件分割は、会社法第805条に定める簡易新設分割の要件を満たすため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求（会社法第806条）の手続の経過
本件分割は、会社法第805条に定める簡易新設分割の要件を満たすため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求（会社法第808条）の手続の経過
本件分割は、会社法第808条第1項第2号の適用を受けず、保有する新株予約権の買取を請求することができる新株予約権者はいないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議申述（会社法第810条）の手続の経過

分割会社は、令和2年8月25日付けで債権者に対し、会社法第810条に基づく官報
公告及び電子公告を行いました。分割会社に対する異議申述はありませんでした。

3. 本件分割により設立会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
設立会社は、効力発生日である令和2年10月1日をもって、分割会社より別添「新設
分割計画書」に記載された権利義務一切を、同計画に従って承継いたしました。
4. 前各号に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上